

徳島市監査委員告示第1号

令和4年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年1月6日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	土	井	昭	一
同	武	知	浩	之

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内 藤 佐和子

令和4年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和4年12月2日報告分）に基づく措置状況

財政部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 収入事務 (1) 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。	1 収入事務 (1) 速やかに決裁書に押印しました。 今後は事務決裁規程に従い適正に処理します。
2 支出事務 (1) 支出負担行為について所属年度が適正でないものがあった。 (2) 物品購入決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。 (3) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。	2 支出事務 (1) 指摘に基づき、誤りの訂正、書類の整備等の事務処理を行いました。今後は、適正な事務処理を行うよう取り組んでまいります。 (2) 直ちに決裁書の補正を行いました。今後は、適正な事務処理を行うよう取り組んでまいります。 (3) 速やかに決裁書に押印しました。今後は事務決裁規程に従い適正に処理します。

<p>3 契約事務</p> <p>(1) 契約内容の履行が始まっているが、 決裁を受けておらず、契約書が作成されて いないものがあった。</p> <p>(2) 予算執行伺書において、決裁権者が 適正でないものがあった。</p> <p>(3) 徳島市契約規則に基づく公表手続が 行われていないものがあった。</p> <p>(4) 予算執行伺書において、決裁権者の 押印がされておらず、決裁手続が適正 でないものがあった。</p>	<p>3 契約事務</p> <p>(1) 速やかに契約書を作成し、決裁を受 けました。今後においても、徳島市契 約規則等に基づき、適正に処理しま す。</p> <p>(2) 当該文書については直ちに適正な決 裁権者の決裁をいただきました。ま た、今後は事務決裁規程の遵守に努め ます。</p> <p>(3) 直ちに公表手続を行いました。今 後は、徳島市契約規則に基づき、適正 に処理します。</p> <p>(4) 当該文書については直ちに適正な 決裁権者の決裁をいただきました。ま た、今後は事務決裁規程の遵守に努め ます。</p>
<p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 公有財産の増減報告が適正になされ ていないものがあった。</p>	<p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 当該報告書については、公有財産 規則に基づき、適正に処理します。</p>